○札幌市内警察署運営連絡会議設置要綱の制定について

平成31年３月19日

市警察第42号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

この度、別添のとおり「札幌市内警察署運営連絡会議設置要綱」を定めたので、適正な運用に努められたい。

なお、「札幌市内警察署運営連絡会議設置要綱の制定について」（平27．３．25市警察第19号）は、廃止する。

別添

札幌市内警察署運営連絡会議設置要綱

1　設置

警察本部及び札幌市内各警察署が、市内における警察運営の重要事項について必要な連絡調整を行い、効果的な警察活動を推進することを目的として、警察本部に、札幌市内警察署運営連絡会議（以下「会議」という。）を置く。

2　組織

会議は、委員長及び委員で組織し、それぞれ次表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

委 員 長	札幌市警察部長
委　　員	札幌市警察部企画課長 札幌市警察部企画課次席 各部首席参事官 札幌市内各警察署長 その他委員長が指名する者

3　運営

⑴　委員長は、必要に応じて会議を招集し、その議事を主宰する。

⑵　委員長に事故があるときは、札幌市警察部企画課長が、その職務を代行する。

⑶　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

4　審議事項

会議においては、次に掲げる事項について審議するものとする。

ア　札幌市内における警察運営の重要事項で連絡調整を必要とするもの

イ　その他警察運営の重要事項で委員長が特に命じるもの

5　審議結果の措置

委員長は、会議の審議結果について、直接又は部長会議を経由して警察本部長に報告するものとする。

6　庶務

⑴　会議の庶務は、札幌市警察部企画課において処理する。

⑵　会議に、議事録を備え、審議結果を記録しておくものとする。